

## 阿南市要綱第 3 3 号

### 阿南市障がい者日常生活用具給付事業実施要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、障がい者の日常生活の便宜を図るため、障がい者に対し、用具を給付し、かつ、その費用の一部又は全部を阿南市（以下「市」という。）が負担すること（以下「給付事業」という。）により、障がい者の福祉の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (2) 障がい児 法第 4 条第 2 項に規定する障害者をいう。
- (3) 保護者 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条に規定する保護者をいう。
- (4) 用具 障がい者の日常生活上の困難を改善し、その自立を支援し、又はその社会参加を促進し、かつ、製作、改良又は開発に当たり障がいに関する専門的な知識ないし技術を要する日常生活品であり、一般的に普及していないものとして第 4 条第 1 項各号に定めるものをいう。

#### (給付対象者)

第 3 条 用具の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、本人又はその保護者が現に市内に居住地を有するもの（現に市内に居住地を有していなくても、法第 1 9 条第 3 項の規定により市が支給決定を行うとされるものを含み、現に市内に居住地を有していても、同項の規定により他の市町村が支給決定を行うとされるものを除く。）で、かつ、用具を必要とする在宅の重度障がい者等として、次の各号のい

ずれかに該当するものとする。ただし、在宅の重度障がい者等の属する世帯に市町村民税所得割の課税額が46万円以上の世帯員がある場合は、この限りでない。

- (1) 身体障がい者 18歳以上の者で、身体障害者手帳を所持し、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にあるもの
- (2) 知的障がい者 18歳以上の者で、療育手帳を所持し、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にあるもの
- (3) 身体障がい児 18歳未満の者で、身体障害者手帳を所持し、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にあるもの
- (4) 知的障がい児 18歳未満の者で、療育手帳を所持し、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にあるもの
- (5) 難病患者等 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項所定のこれと同程度である児童を含む。以下同じ。）であり、かつ、別表の対象者の欄に掲げる状態にあるもの

（用具の種目）

第4条 給付の対象となる用具は、次に掲げるとおりとし、その具体的な種目は、別表種目の欄に定めるものとする。ただし、複合機能が附帯した用具については、主たる機能が次の各号に定めるものに該当しない場合は、給付の対象としないものとする。

- (1) 介護・訓練支援用具 障がい者の身体介護を支援する用具であって、障がい者及び介助者が安全かつ容易に使用でき、実用性があるもの
- (2) 自立生活支援用具 障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、障がい者が安全かつ容易に使用でき、実用性があるもの
- (3) 在宅療養等支援用具 障がい者の在宅療養等を支援する

用具であって、障がい者が安全かつ容易に使用でき、実用性があるもの

(4) 情報・意思疎通支援用具 障がい者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具であって、障がい者が安全かつ容易に使用でき、実用性があるもの

(5) 排せつ管理支援用具 障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、障がい者が安全かつ容易に使用でき、実用性があるもの

(6) 居宅生活動作補助用具 障がい者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、その設置に小規模な住宅改修を伴うもの

2 用具の価格（消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条の規定により算出した消費税額を含む。）に対する公費負担限度額は、別表価格の欄に定めるものとする。ただし、運搬、取付け、調整その他の用具の給付に当たって発生する経費は含まないものとする（居宅生活動作補助用具に係る場合を除く。）。

（給付の制限）

第5条 給付事業は、各年度の予算の範囲内において実施するものとする。

2 居宅生活動作補助用具その他給付対象者が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく施策により給付を受けることができる用具については、給付事業による給付を受けることができない。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表の耐用年数を経過していない場合は、給付の対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に給付対象者の責めに帰すべからざる事由により用具の修理が不能となりその使用が困難となった場合は、この限りではない。

4 居宅生活動作補助用具の給付は、原則1回限りとする。

- 5 給付対象者が、第3条各号に掲げる要件のうち、2以上の要件に該当する場合であっても、同一品目の用具について重複してその給付を受けることはできない。
- 6 給付対象者が、医療機関、障害者支援施設等（以下「施設等」という。）に入院又は入所している場合は、施設等で設備すべき備品又は既に具備している用具について、給付事業による給付を受けることができない。
- 7 点字図書については、辞書等一括して購入しなければならないものを除き、1年間に6タイトル又は24巻のいずれかを限度とする。
- 8 ストーマ用装具、紙おむつ及び人工内耳用電池については、申請1回につき、暦月を単位に12月分を上限として、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）の交付を受けることができる。

（給付の申請）

第6条 用具の給付を受けようとする給付対象者又はその保護者（以下これらの者を「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（以下「給付申請書」という。）に用具見積書（品目名、品名（製品名・型番・規格等）、数量、単価、金額（課税製品については、税込金額）及び申請者氏名が記載されているもの）及びカタログを添付して福祉事務所に申請するものとする。ただし、次の各号に掲げる用具の給付の申請については、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 紙おむつ 法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関に属する医師が作成する意見書（新規に申請する場合に限る。）
- (2) 居宅生活動作補助用具 工事図面、改修工事見積書及び改修前の状況を示す写真（なお、施工後には、改修後の写真も提出しなければならない。）

- (3) 人工内耳用電池 装着証明書その他の人工内耳装用が分かる書類
  - (4) 人工内耳用音声信号処理装置 見積書、日常生活用具給付意見書（人工内耳用音声信号処理装置用）（別記様式）  
その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者のうち難病患者等は、前項に掲げる書類に加えて、給付申請書に難病患者等日常生活用具給付意見書を添付しなければならない。

（給付の決定）

第7条 福祉事務所長は、給付申請書を受理したときは、速やかに調査書を作成し、原則として給付申請書を受理した日から1月以内に用具の給付の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、用具の給付を可とする旨の決定（以下「給付決定」という。）をしたときは、申請者に対し、日常生活用具給付決定通知書により通知するものとする。この場合において、給付券は、用具見積書を作成した事業者に送付するものとする。

3 福祉事務所長は、用具の給付を不可とする旨の決定をしたときは、申請者に対し、却下決定通知書により通知するものとする。

（給付の委託）

第8条 福祉事務所長は、用具の製作若しくは販売又は住宅の改修工事を業とする者のうち、良質かつ適切な用具を低廉な価格と良質なサービスをもって障がい者に提供できるもの（以下「事業者」という。）に対して用具の給付を委託するものとする。

（費用の負担）

第9条 給付決定を受けた申請者（以下「被給付決定者」という。）は、公費負担限度額（用具の給付に要する費用が公費負担限度額より廉価な場合は、当該額）の100分の10に

相当する額及び公費負担限度額を超える場合の超過額の合計額（以下「利用者負担額」という。）を負担するものとする。ただし、被給付決定者が生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯にあっては、利用者負担額のうち公費負担限度額の100分の10に相当する額の負担を要しない。

- 2 利用者負担額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 3 利用者負担額は、給付券に記載するものとする。ただし、点字図書の利用者負担額は、点字図書発行証明書の自己負担額欄に記載するものとする。
- 4 被給付決定者は、事業者から用具の給付を受けるに当たっては、当該用具に欠陥がないことを確認した上、当該事業者に対し利用者負担額を支払うものとする。
- 5 事業者は、利用者負担額の支払及び給付券又は点字図書発行証明書への被給付決定者の押印と引換えに、当該用具の給付を行うこととする。

（費用の請求及び支払）

第10条 事業者は、用具の給付を行ったときは、被給付決定者の受領印のある給付券又は点字図書発行証明書を添え、用具の給付に要した費用から利用者負担額を除いた額を福祉事務所長に請求するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の請求があった場合には、請求書の内容を審査し、適当と認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に同項の請求額を支払うものとする。

（給付決定の取消し及び費用の返還）

第11条 福祉事務所長は、被給付決定者において次の各号のいずれかに該当する場合には、給付決定を取り消し、当該被給付決定者又は給付を行った事業者に対し、日常生活用具給付取消通知書によりこれを通知するものとする。この場合において、福祉事務所長は、当該被給付決定者又は給付を行っ

た事業者に対し、当該給付に要した費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により用具の給付を受けたとき。
- (2) 給付された用具を、給付事業の目的に反して使用し、交換し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) 給付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 福祉事務所長は、被給付決定者が前項の規定に基づく費用の返還をしない場合には、被給付決定者に対し他の用具の給付を停止することができる。

3 福祉事務所長は、給付を行った事業者に対して第1項の規定に基づく費用の返還を求めた場合には、当該事業者を第8条の適用から除外することができる。

(調査)

第12条 福祉事務所長は、この要綱の実施について必要があると認めるときは、被給付決定者又は給付を行った事業者に対して、報告及び関係書類の提出若しくは提示を求め、又は職員をして関係者に対し質問させ、その他必要な調査を行うことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年12月27日阿南市要綱第46号)

この要綱は、平成25年12月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月27日阿南市要綱第52号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日阿南市要綱第15号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。